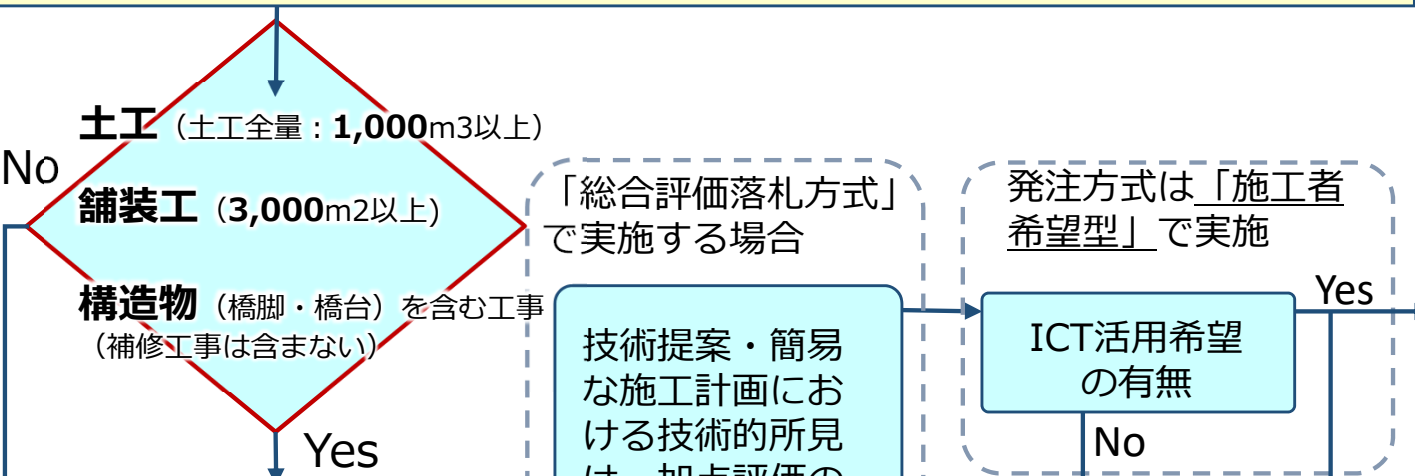


土工・舗装工・構造物（対象工種）を含む

「一般土木工事」、「舗装工事」、「漁港工事」、「漁港海岸工事」、
「空港工事」、「災害復旧工事」（漁港関係工事、空港工事は除く）



「全面的なICT活用」
モデル工事に設定
※部分的なICT活用、
簡易的なICT活用を含む

ICT建設機械の施工等
自主的な活用は妨げない。
(活用した場合は、
工事成績で加点評価)

「総合評価落札方式」
で実施する場合

技術提案・簡易な
施工計画における技術的所見
は、加点評価の
対象としない

発注方式は「施工者
希望型」で実施

ICT活用希望
の有無

従来施工

【全面的なICT活用工事を実施】

- 必要経費は変更計上する
 - 工事成績で加点評価する（2点）
（費用計上は面管理による出来形管理・納品を行った場合）
- 1) 3次元起工測量に代え、従来の測量方法でも可
 - 2) ICT活用工事（土工）を実施する場合は受注者からの提案により、下記の工種も対象。
 - ・土工（1,000m3未満、小規模）※1
 - ・作業土工（床掘）※2 ※1 モデル工事条件の数量とは異なる。
 - ・付帯構造物設置工※3 ※2 土工を実施することとする。単独では行わない。
 - ・法面工 ※3 土工及び舗装工を実施することとする。単独では行わない。
 - ・河床等掘削
 - ・地盤改良工
（浅層・中間混合処理・深層混合処理・PVD工・**サンドコンパクションパイル工**）
 - ・構造物（橋梁上部） ・擁壁工
 - ・基礎工 ・河川浚渫工
 - ・コンクリート堰堤工
 - 3) 現場条件により、ICT建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督員と協議の上、従来型建設機械による施工を実施してもICT活用工事とする。

【部分的なICT活用工事を実施】

- 3次元設計データ作成及びICT建設機械による施工は必須とする
- 工事成績で加点評価する（1点）

【簡易的なICT活用工事を実施】

- 3次元設計データ作成、3次元出来形管理及び3次元データ納品は必須とする
 - 工事成績で加点評価する（1点）
- ※H29年10月から、土工規模10,000m³以上の工事については、TSによる出来形管理技術の使用を原則化

工事成績加点なし